

「外国証券の取引に関する規則」に規定する
「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の関連条文

令和 4 年 4 月 1 日 作成
令和 6 年 11 月 12 日 改訂

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」 第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 (省 略) (定義) 第 2 条 (省 略)	「外国証券の取引に関する規則」 (特定投資家に対する投資勧誘等への準用) 第 49 条 協会員は、国内の取引所金融商品市場への上場がなされていない外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の特定投資家向け売付け勧誘等又は私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第 3 条から第 17 条までの規定（第 3 条第 2 項、第 6 条第 3 項、第 7 条第 3 項及び第 12 条第 1 項を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「店頭有価証券等」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、「私募又は私募の取扱い」とあるのは「私	

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
	募の取扱い」と、「店頭有価証券」とあるのは「外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券」と、第3条第3項中「前項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第50条」と、第7条第2項中「投資信託受益証券」とあるのは「外国投資信託受益証券」と、「3か月以内」とあるのは「6か月以内」と、第10条中「投資信託等」とあるのは「外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券」と、第12条第2項中「前項」及び同条第3項中「前項」とあるのは「『外国証券の取引に関する規則』第52条」とそれぞれ読み替えるものとする。 2 外国株券、クローズド・エンド型の外国投資信託受益証券及びクローズド・エンド型の外国投資証券について、本章に基づき勧誘を行うことができるものは、次の各号に定める要件を満たしている国又は地域の法令に基づき発行されたものとする。 1 当該有価証券に係る制度について法令が整備されていること 2 当該有価証券に係る開示について法令等が整備されていること 3 当該有価証券の発行者を監督する監督官庁又はそれに準ずる機関が存在していること 4 当該有価証券の購入代金、売却代金、果実等について送受金が可能であること	

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
第 2 章 店頭有価証券等の審査等 (検証及び審査) 第 3 条 取扱協会員は、本規則に基づき新たに顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に限る。第 9 条、第 10 条及び第 11 条本文を除いて、以下同じ。）に対して投資勧誘を行おうとする店頭有価証券等について、当該店頭有価証券等の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証しなければならない。 2 取扱協会員は、前項の規定に基づき店頭有価証券及び投資証券等の検証を行う場合、第 12 条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項について審査を行わな	(発行者等に対する審査) 第 50 条 取扱協会員（「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第 2 条第 9 号に規定する取扱協会員をいう。以下同じ。）は、前条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第	第 2 章 店頭有価証券等の審査等 (検証及び審査) 第 3 条 取扱協会員は、本規則に基づき新たに顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に限る。第 9 条、第 10 条及び第 11 条本文を除いて、以下同じ。）に対して投資勧誘を行おうとする<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>について、当該<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証しなければならない。 2 取扱協会員（「<u>店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則</u>」第 2 条第 9 号に規定する取扱協会員をいう。以下同じ。）は、前条において読み替えて準用する「<u>店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則</u>」第 3 条第

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
ればならない。 1 店頭有価証券 イ 発行者及びその行う事業の実在性 ロ 発行者の財務状況 ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性 ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ホ 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況 ヘ 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク ト 私募（金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限る。以下同じ。）又は私募の取扱いを行う場合にあつては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性	3条第1項に基づき検証を行う場合、第52条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項について審査を行わなければならない。 1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券 イ 発行者及びその行う事業の実在性 ロ 発行者の財務状況 ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性 ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ホ 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況 ヘ 当該外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券に投資するにあたってのリスク ト 私募の取扱いを行う場合にあつては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性 2 外国投資信託受益証券 外国投資信託受益証券にあつては第16条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第14号（第11号ただし書きを除き、クローズド・エンド型の外国投資	<u>1項に基づき検証を行う場合、第52条の規定により当該取扱協会員が策定した社内規則に従って、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項について審査を行わなければならない。</u> <u>1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券</u> <u>イ 発行者及びその行う事業の実在性</u> <u>ロ 発行者の財務状況</u> <u>ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</u> <u>ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> <u>ホ 当該取扱協会員と発行者との利害関係の状況</u> <u>ヘ 当該外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券に投資するにあたってのリスク</u> <u>ト 私募の取扱いを行う場合にあつては、事業計画の妥当性、資金使途の妥当性</u> <u>2 外国投資信託受益証券</u> <u>外国投資信託受益証券にあつては第16条第1項第1号、第2号、第7号及び第10号から第14号（第11号ただし書きを除き、クローズド・エンド型の外国投資</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
2 投資証券等 イ 資産の運用等に関する体制整備の状況 ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性 ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 3 第1項の検証及び前項の審査を行った取扱協会員は、当該検証及び審査の内容及び結果並びにその理由を、最後に当該店頭有価証券等の投資勧誘を行った日（検証及び審査の結果、投資勧誘を行わないこととなった場合には、当該検証及び審査が終了した日）から5年間保存する。	信託受益証券にあつては第14号を除く。）に掲げる基準に適合していること 3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券 イ 資産の運用等に関する体制整備の状況 ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性 ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ニ 外国投資証券にあつては第17条第1項第1号、第2号及び第8号から第12号（クローズド・エンド型の外国投資証券にあつては第12号を除く。）に掲げる基準にそれぞれ適合していること	<u>信託受益証券にあつては第14号を除く。）に掲げる基準に適合していること</u> <u>3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u> <u>イ 資産の運用等に関する体制整備の状況</u> <u>ロ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性</u> <u>ハ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況</u> <u>ニ 外国投資証券にあつては17条第1項第1号、第2号及び第8号から第12号（クローズド・エンド型の外国投資証券にあつては第12号を除く。）に掲げる基準にそれぞれ適合していること</u> 3 第1項の検証及び「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」第50条の審査を行った取扱協会員は、当該検証及び審査の内容及び結果並びにその理由を、最後に当該外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の投資勧誘を行った日（検証及び審査の結果、投資勧誘を行わないこととなった場合には、当該検証及び審査が終了した日）から5年間保存する。

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
(発行者との反社会的勢力排除のための契約内容) 第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して店頭有価証券等の投資勧誘を行おうとする場合には、当該店頭有価証券等の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的記録により契約書を作成する方法により契約を締結しなければならない。 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。 2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券等の取扱いに係る契約が解除されること。 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する店頭有価証券等の取扱いに係る契約が解除されること。		(発行者との反社会的勢力排除のための契約内容) 第 4 条 取扱協会員は、本規則に基づき顧客に対して外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の投資勧誘を行おうとする場合には、当該外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の発行者との間で、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的記録により契約書を作成する方法により契約を締結しなければならない。 1 発行者が反社会的勢力でない旨を確約すること。 2 前号の確約が虚偽であると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の取扱いに係る契約が解除されること。 3 発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当該取扱協会員の申出により、当該発行者が発行する外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
2 前項に規定する店頭有価証券等に係る特定証券情報の提供又は公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。 1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は電磁的方法により提供する方法。 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等府令」という。）第 11 条第 3 号の規定に従い、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、当該特定証券情報の公表をした日から 1 年を経過する日までの間（当該特定証券情報に係る有価証券について開示が行われている場合又は当該特定証券情報に係る有価証券が消却、償還その他の理由により存しないこととなった場合に該当することとなった場合には、当該該当することとなった日までの		<u>国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。 2 前項に規定する<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>に係る特定証券情報の提供又は公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。 1 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、当該投資勧誘を行う相手方に対して、当該投資勧誘を行う時までに書面又は電磁的方法により提供する方法。 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下「証券情報等府令」という。）第 11 条第 3 号の規定に従い、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、当該特定証券情報の公表をした日から 1 年を経過する日までの間（当該特定証券情報に係る有価証券について開示が行われている場合又は当該特定証券情報に係る有価証券が消却、償還その他の理由により存しないこととなった場合に該当することとなった場合には、当該該当することとなった日までの

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
間。以下本条において同じ。) 継続して公表する方法。 3 第1項に規定する特定証券情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いて、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。 1 店頭有価証券 様式1 2 投資信託受益証券 様式2 3 投資証券等 様式3	(特定証券情報及び発行者情報) 第51条 第49条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第1項に規定する特定証券情報及び第7条第1項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。 1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券 イ 特定証券情報 様式1 ロ 発行者情報 様式4 2 外国投資信託受益証券 イ 特定証券情報 様式2 ロ 発行者情報 様式5 3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券 イ 特定証券情報 様式3 ロ 発行者情報 様式6	間。以下本条において同じ。) 継続して公表する方法。 3 第49条において読み替えて準用する「<u>店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則</u>」第6条第1項に規定する特定証券情報及び第7条第1項に規定する発行者情報は、<u>次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。</u> <u>1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券 様式1</u> <u>2 外国投資信託受益証券 様式2</u> <u>3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券 様式3</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
4 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、第2項の規定により提供又は公表された特定証券情報について、当該提供又は公表をした日から1年を経過する日までの間に訂正すべき事項があるときは、当該訂正の内容に係る情報を、当該特定証券情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、当該特定証券情報に係る<u>店頭有価証券等</u>の投資勧誘を行う相手方及び当該<u>店頭有価証券等</u>の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。 5 取扱協会員は、発行者に対して特定証券情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。 (発行者情報の提供又は公表) 第7条 取扱協会員は、次条の規定に基づく投資勧誘により<u>店頭有価証券等</u>を保有するに至った顧客に対し、当該<u>店頭有価証券等</u>に係る発行者情報を自ら提供若しくは公表又は発行者による提供若しくは公表が行われていることを確認しなければならない		4 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、第2項の規定により提供又は公表された特定証券情報について、当該提供又は公表をした日から1年を経過する日までの間に訂正すべき事項があるときは、当該訂正の内容に係る情報を、当該特定証券情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、当該特定証券情報に係る<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>の投資勧誘を行う相手方及び当該<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。 5 取扱協会員は、発行者に対して特定証券情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。 (発行者情報の提供又は公表) 第7条 取扱協会員は、次条の規定に基づく投資勧誘により<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>を保有するに至った顧客に対し、当該<u>外国株券、外国新株予約権証</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
い。ただし、証券情報等府令第7条第5項各号及び第8条第1項各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。 2 前項に規定する店頭有価証券等に係る発行者情報の提供又は公表については、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。なお、当該各号の規定により取扱協会が合理的と認める期間を定める場合には、当該期間及び当該期間を定めた理由をあらかじめ書面又は電磁的方法により本協会に報告しなければならない。 1 発行者が発行する特定投資家向け有価証券である店頭有価証券等を保有する者に対して、当該発行者の事業年度（<u>投資信託受益証券</u>にあっては、金商法第24条第5項により読み替えられた同条第1項に規定する特定期間のことをいう。以下同じ。）ごとに、最近事業年度の末日を経過した日から<u>3か月以内</u>（災害の発生等のやむを得ない理由により当該期間内に提供できない場合には、取扱協会が		券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券に係る発行者情報を自ら提供若しくは公表又は発行者による提供若しくは公表が行われていることを確認しなければならない。ただし、証券情報等府令第7条第5項各号及び第8条第1項各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。 2 前項に規定する外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券に係る発行者情報の提供又は公表については、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。なお、当該各号の規定により取扱協会が合理的と認める期間を定める場合には、当該期間及び当該期間を定めた理由をあらかじめ書面又は電磁的方法により本協会に報告しなければならない。 1 発行者が発行する特定投資家向け有価証券である外国株券、外国新株予約権予約権、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券を保有する者に対して、当該発行者の事業年度（<u>外国投資信託受益証券</u>にあっては、金商法第24条第5項により読み替えられた同条第1項に規定する特定期間のことをいう。以下同じ。）ごとに、最近事業年度の末日を経

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
合理的と認める期間内)に、当該事業年度に係る発行者情報を、書面又は電磁的方法により提供する方法。 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、証券情報等府令第11条第3号の規定に従い、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、最近事業年度の末日を経過した日から<u>3か月以内</u>(災害の発生等のやむを得ない理由により当該期間内に公表できない場合には、取扱協会員が合理的と認める期間内)に、当該事業年度に係る発行者情報を作成し公表する方法。 3 第1項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式を用いて、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。 1 店頭有価証券 様式4	(特定証券情報及び発行者情報) 第51条 第49条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第1項に規定する特定証券情報及び第7条第1項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。 1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券 イ 特定証券情報	過した日から<u>6か月以内</u>(災害の発生等のやむを得ない理由により当該期間内に提供できない場合には、取扱協会員が合理的と認める期間内)に、当該事業年度に係る発行者情報を、書面又は電磁的方法により提供する方法。 2 発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員が、証券情報等府令第11条第3号の規定に従い、当該発行者又は当該取扱協会員のウェブサイトにおいて、最近事業年度の末日を経過した日から<u>6か月以内</u>(災害の発生等のやむを得ない理由により当該期間内に公表できない場合には、取扱協会員が合理的と認める期間内)に、当該事業年度に係る発行者情報を作成し公表する方法。 3 <u>第49条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第6条第1項に規定する特定証券情報及び第7条第1項に規定する発行者情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により、本協会が別に定める「記載上の注意事項」に従って発行者が作成したものでなければならない。</u> 1 <u>外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券</u> <u>様式4</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
2 投資信託受益証券 様式 5 3 投資証券等 様式 6 4 第 1 項の規定により発行者情報を公表する場合、当該発行者情報は、公表した日から当該発行者情報に係る事業年度の翌事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間（ただし、次の各号に掲げる場合に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間）継続して公表するものとする。 1 証券情報等府令第 7 条第 5 項各号に該当することとなった場合 当該公表をした日から当該各号に該当することとなった日までの期間 2 当該発行者情報に係る有価証券が消却、償還その他の理由により存しないこととなった場合	様式 1 □ 発行者情報 様式 4 2 外国投資信託受益証券 イ 特定証券情報 様式 2 □ 発行者情報 様式 5 3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券 イ 特定証券情報 様式 3 □ 発行者情報 様式 6	<u>2 外国投資信託受益証券</u> <u>様式 5</u> <u>3 外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u> <u>様式 6</u> 4 第 1 項の規定により発行者情報を公表する場合、当該発行者情報は、公表した日から当該発行者情報に係る事業年度の翌事業年度に係る発行者情報の提供又は公表をする日までの間（ただし、次の各号に掲げる場合に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間）継続して公表するものとする。 1 証券情報等府令第 7 条第 5 項各号に該当することとなった場合 当該公表をした日から当該各号に該当することとなった日までの期間 2 当該発行者情報に係る有価証券が消却、償還その他の理由により存しないこととなった場合

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
当該発行者情報の公表をした日から当該有価証券が存しないこととなった日までの期間 5 第1項の規定により提供又は公表された発行者情報について訂正すべき事項があるときは、発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、当該発行者情報の内容を訂正する旨の情報を、当該発行者情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、発行者情報を提供した相手方及び当該店頭有価証券等の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。 6 取扱協会員は、発行者に対して発行者情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。 第 4 章 投資勧誘及び取引の方法 (投資勧誘の方法) 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件をみたすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。		当該発行者情報の公表をした日から当該有価証券が存しないこととなった日までの期間 5 第1項の規定により提供又は公表された発行者情報について訂正すべき事項があるときは、発行者又は投資勧誘を行う取扱協会員は、当該発行者情報の内容を訂正する旨の情報を、当該発行者情報を提供し又は公表した方法と同一の方法により、発行者情報を提供した相手方及び当該外国株券、<u>外国新株予約権予約権</u>、<u>外国新株予約権付社債券</u>、<u>外国投資信託受益証券</u>、<u>外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>の所有者に対して提供し、又は公表するものとする。 6 取扱協会員は、発行者に対して発行者情報の提供又は公表の方法について説明を行い、当該方法を遵守させるよう努めなければならない。 第 4 章 投資勧誘及び取引の方法 (投資勧誘の方法) 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要件をみたすことを確認したときに限り、顧客に対して当該外国株券、<u>外国新株予約権証券</u>、<u>外国新株予約権付社債券</u>、<u>外国投資信託受益証券</u>、<u>外国投資証券又は外国新投</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
1 投資勧誘が<u>私募又は私募の取扱い</u>に該当するものである場合 金商法施行令第1条の5の2第2項に定める要件に合致すること。 2 投資勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに該当するものである場合 金商法施行令第1条の8の2に定める要件に合致すること。 3 投資勧誘が金商法施行令第1条の7の3第3号に規定する有価証券（同号ハに掲げるものに限る。）の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること（顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。）。 (既存株主による売付けに係る勧誘) 第9条 取扱協会員は、前条第2号に基づく投資勧誘を行う場合、当該投資勧誘に係る店頭有価証券等を保有する顧客に対して、当該顧客が当該<u>店頭有価証券等</u>の売付けをするよう勧誘することができる。		<u>資口予約権証券</u>の投資勧誘を行うことができる。 1 投資勧誘が<u>私募の取扱い</u>に該当するものである場合 金商法施行令第1条の5の2第2項に定める要件に合致すること。 2 投資勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに該当するものである場合 金商法施行令第1条の8の2に定める要件に合致すること。 3 投資勧誘が金商法施行令第1条の7の3第3号に規定する有価証券（同号ハに掲げるものに限る。）の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること（顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。）。 (既存顧客による売付けに係る勧誘) 第9条 取扱協会員は、前条第2号に基づく投資勧誘を行う場合、当該投資勧誘に係る<u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u>を保有する顧客に対して、当該顧客が

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
2 取扱協会員は、前項に規定する勧誘を行う場合には、金商法第40条の4の規定に抵触することがないように留意するものとする。 (取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求) 第10条 取扱協会員は、第8条に基づいて投資勧誘を行った結果、顧客（金商法第34条の4第6項において準用される金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者に限る。以下本条及び次条本文において同じ。）が次の各号に掲げる有価証券のいずれかについて初めて買付けを行おうとするときは、当該顧客に対し、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じたリスクを記載した書面を交付し、当該リスクを説明するとともに、当該説明書に記載された事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う旨の書面による確認書を徴求するものとする。 1 <u>店頭有価証券</u> 2 <u>投資信託等</u>		当該外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券、外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の売付けをするよう勧誘することができる。 2 取扱協会員は、前項に規定する勧誘を行う場合には、金商法第40条の4の規定に抵触することがないように留意するものとする。 (取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求) 第10条 取扱協会員は、第8条に基づいて投資勧誘を行った結果、顧客（金商法第34条の4第6項において準用される金商法第34条の3第4項の規定により特定投資家とみなされる者に限る。以下本条及び次条本文において同じ。）が次の各号に掲げる有価証券のいずれかについて初めて買付けを行おうとするときは、当該顧客に対し、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じたリスクを記載した書面を交付し、当該リスクを説明するとともに、当該説明書に記載された事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う旨の書面による確認書を徴求するものとする。 1 <u>外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券</u> 2 <u>外国投資信託受益証券、外国投資証券</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
(個別銘柄に係る説明書の交付等) 第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。 1 想定する顧客の範囲 2 損失が生じるリスクの内容 3 換金・解約の条件 4 当該投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条の 2 に規定する同一種類の有価証券でないものをいう。以下同じ。）に係る重要な事項（発行者が当該投資勧誘に係る店頭有価証券と異なる種類の有価証券を発行している場合に限る。） 5 発行者情報の提供又は公表の方法 6 その他取扱協会員が必要と認める事項 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場 PTS 運営会員（「私設取引システムにお		<u>又は外国新投資口予約権証券</u> (個別銘柄に係る説明書の交付等) 第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。 1 想定する顧客の範囲 2 損失が生じるリスクの内容 3 換金・解約の条件 4 当該投資勧誘に係る外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券と異なる種類の有価証券（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 10 条の 2 に規定する同一種類の有価証券でないものをいう。以下同じ。）に係る重要な事項（発行者が当該投資勧誘に係る外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券と異なる種類の有価証券を発行している場合に限る。） 5 発行者情報の提供又は公表の方法 6 その他取扱協会員が必要と認める事項 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場 PTS 運営会員（「私設取引システムにお

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
ける非上場有価証券の取引等に関する規則」第2条第8号に規定する非上場 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。)又は当該取扱協会のウェブサイトを閲覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。 第 5 章 内部管理体制 (社内規則及び取扱要領) 第 12 条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 1 <u>店頭有価証券</u> イ 第3条の規定により行う検証及び審査に関する事項 ロ 発行者に関する情報の取得に関する事項 ハ 特定投資家の管理に関する事項	(社内規則) 第 52 条 取扱協会員は、第 49 条に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 1 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券 イ 第 49 条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第 3 条第 1 項の規定により行う検証及び第 50 条の規定により行う審査に関する事項 ロ 発行者に関する情報の取得に関する事項 ハ 特定投資家の管理に関する事項	ける非上場有価証券の取引等に関する規則」第2条第8号に規定する非上場 PTS 運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。)又は当該取扱協会のウェブサイトを閲覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。 第 5 章 内部管理体制 (社内規則及び取扱要領) 第 12 条 <u>取扱協会員は、第 49 条に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。</u> 1 <u>外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券</u> <u>イ 第 49 条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第 3 条第 1 項の規定により行う検証及び第 50 条の規定により行う審査に関する事項</u> <u>ロ 発行者に関する情報の取得に関する事項</u> <u>ハ 特定投資家の管理に関する事項</u>

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
ニ 店頭有価証券の受渡しに関する事項 ホ 不公正取引の確認に関する事項 ヘ その他取扱協会が必要と認める事項 2 <u>投資信託等</u> イ 第3条の規定により行う検証及び審査に関する事項（投資信託受益証券にあっては、審査に関する事項を除く。） ロ 投資信託等に関する情報の取得に関する事項 ハ 特定投資家の管理に関する事項 ニ 投資信託等の受渡しに関する事項 ホ その他取扱協会が必要と認める事項 2 取扱協会は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。 3 取扱協会は、前項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出する	ニ 外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券の受渡しに関する事項 ホ 不公正取引の確認に関する事項 ヘ その他取扱協会が必要と認める事項 2 外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券 イ 第49条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条第1項の規定により行う検証及び第50条の規定により行う審査に関する事項 ロ 外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券に関する情報の取得に関する事項 ハ 特定投資家の管理に関する事項 ニ 外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の受渡しに関する事項 ホ その他取扱協会が必要と認める事項	ニ <u>外国株券、外国新株予約権証券又は外国新株予約権付社債券の受渡しに関する事項</u> ホ <u>不公正取引の確認に関する事項</u> ヘ <u>その他取扱協会が必要と認める事項</u> 2 <u>外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券</u> イ <u>第49条において読み替えて準用する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」第3条第1項の規定により行う検証及び第50条の規定により行う審査に関する事項</u> ロ <u>外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券に関する情報の取得に関する事項</u> ハ <u>特定投資家の管理に関する事項</u> ニ <u>外国投資信託受益証券、外国投資証券又は外国新投資口予約権証券の受渡しに関する事項</u> ホ <u>その他取扱協会が必要と認める事項</u> 2 取扱協会は、「<u>外国証券の取引に関する規則</u>」第52条に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。 3 取扱協会は、前項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出する

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
とともに、公表しなければならない。 (取扱協会員としての届出及び公表) 第 13 条 取扱協会員となろうとする協会員は、本規則に基づく投資勧誘を開始する 15 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定届出書、前条に基づき作成する取扱要領その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、前項の届出を行った協会員を取扱協会員として指定する。ただし、当該協会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、これを指定しないことができる。 3 本協会は、前項の規定に基づき指定した取扱協会員の名称を公表する。 (取扱協会員としての指定の取消し) 第 14 条 取扱協会員としての指定の取消しを希望する取扱協会員は、当該指定の取消しを希望する日の 5 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定取消届出書を本協会に提出しなければならない。 2 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、前項の届出によらずに、取扱協会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を		とともに、公表しなければならない。 (取扱協会員としての届出及び公表) 第 13 条 取扱協会員となろうとする協会員は、本規則に基づく投資勧誘を開始する 15 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定届出書、前条に基づき作成する取扱要領その他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。 2 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備がないと認める場合は、前項の届出を行った協会員を取扱協会員として指定する。ただし、当該協会員が法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、これを指定しないことができる。 3 本協会は、前項の規定に基づき指定した取扱協会員の名称を公表する。 (取扱協会員としての指定の取消し) 第 14 条 取扱協会員としての指定の取消しを希望する取扱協会員は、当該指定の取消しを希望する日の 5 営業日前までに、所定の様式による取扱協会員指定取消届出書を本協会に提出しなければならない。 2 本協会は、法令又は本協会の規則に違反する等の事由により必要と認める場合は、前項の届出によらずに、取扱協会員としての指定を取り消す又は期間を定めて指定を

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
停止することができる。 3 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱協会員が希望する日に、前項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱協会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。 4 本協会は、前項の規定に基づき指定の取消し又は停止を行った取扱協会员の名称を公表する。 5 協会員は、第3項の規定により取扱協会员としての指定を取り消された後又は指定を停止されている間においても、引き続き、取扱協会员として行った業務に起因する義務及び責任を負わなければならない。 第 6 章 雑則 (本協会への報告) 第 15 条 取扱協会員は、自社が行う本規則に基づく投資勧誘に係る取引の状況について、当該取引を行った日の属する月の翌月の15日（<u>私募又は私募の取扱い</u>に係る取引については、当該<u>私募又は私募の取扱い</u>の期間が終了した日の属する月の翌月の15日）（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。 (本協会による照会等)		停止することができる。 3 本協会は、第1項の届出を受けた場合は当該届出を行った取扱協会員が希望する日に、前項の場合は本協会が必要と認める日に、取扱協会員としての指定を取り消す又は指定を停止することとする。 4 本協会は、前項の規定に基づき指定の取消し又は停止を行った取扱協会员の名称を公表する。 5 協会員は、第3項の規定により取扱協会员としての指定を取り消された後又は指定を停止されている間においても、引き続き、取扱協会员として行った業務に起因する義務及び責任を負わなければならない。 第 6 章 雑則 (本協会への報告) 第 15 条 取扱協会員は、自社が行う本規則に基づく投資勧誘に係る取引の状況について、当該取引を行った日の属する月の翌月の15日（<u>私募の取扱い</u>に係る取引については、当該<u>私募の取扱い</u>の期間が終了した日の属する月の翌月の15日）（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。 (本協会による照会等)

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
第 16 条 本協会は、取扱協会の取扱要領の内容又は本規則に基づく業務の状況に関して必要があると認める場合は、当該取扱協会に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。 2 取扱協会は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。 (電磁的方法による交付等) 第 17 条 取扱協会は、第 10 条及び第 11 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該取扱協会は、当該書面を交付したものとみなす。 2 取扱協会は、第 10 条に規定する書面による確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会は、当該確認書を徴求したものとみなす。		第 16 条 本協会は、取扱協会の取扱要領の内容又は本規則に基づく業務の状況に関して必要があると認める場合は、当該取扱協会に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。 2 取扱協会は、前項に規定する照会、事情聴取又は資料の徴求に応じなければならない。 (電磁的方法による交付等) 第 17 条 取扱協会は、第 10 条及び第 11 条に規定する書面の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」(以下「書面電磁的提供等規則」という。)に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該取扱協会は、当該書面を交付したものとみなす。 2 取扱協会は、第 10 条に規定する書面による確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該取扱協会は、当該確認書を徴求したものとみなす。

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
(PTS 取引に係る適用除外等) 第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。 2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、第 8 条から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。 (金融商品仲介業者に対する指導及び監督) 第 19 条 取扱協会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。 (特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い) 第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行		

特定投資家投資勧誘規則 (下線部は読み替えられる箇所)	外国証券の取引に関する規則	読 替 後 (下線部は読み替える箇所)
うことを要さない。		

以 上